

五.

本覚書の下での協力は、署名の日から開始され、協力期間は5年とする。いずれか一方が当該協力期間の満了6か月前までに書面の形式で本覚書の下での協力を終了させる意思を通知しない限り、協力期間は自動的に5年間延長され、以後この方法で延長される。

本覚書は、2008年11月2日に北京で署名される。一式は2通から成り、それぞれ日本語及び中国語で作成する。

日本国厚生労働省代表

中華人民共和国衛生部代表

Handwritten signature in black ink, consisting of stylized Japanese characters.Handwritten signature in black ink, consisting of stylized Chinese characters.